

東京大学民間等共同研究取扱規則

平成9年12月16日

評議会可決

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げる研究をいう。

(1) 大学法人における共同研究

大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学法人が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。

(2) 大学法人及び民間機関等における共同研究

大学法人及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの。

2 この規則において「部局長」とは、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日規則第1号）第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び東京大学病院の長をいう。

(研究代表者)

第2条の2 共同研究を実施する部局は、当該共同研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）のうちから、当該共同研究を統括し、研究遂行上最終的な責任を負う者として、研究代表者を置く。

2 研究代表者は、大学法人と雇用関係にある者のうち、原則として常勤の教員であるものをもって充てる。

(申込みの方法)

第3条 共同研究の申込みは、部局長に対して文書により行うものとする。

(本部への相談)

第3条の2 部局長は、共同研究の申込みがあった場合において、適切な共同研究の実施に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、受入れの決定に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し、当該懸念事項について相談を行うものとする。

2 担当理事は、前項の相談があった場合は、共同研究の受入れの適否について助言を行うものとする。

(受入れ決定等)

第4条 共同研究の受入れ決定は、総長が部局長に委任するものとする。

2 部局長は、受入れの決定に当たっては、あらかじめ当該部局の適切な審査機関の議を経るものとする。

3 部局長は、前条第1項により相談を行った場合においては、受入れの決定に当たり、同条第2項の助言を踏まえた申込みとなっていることを確認しなければならない。

4 部局長は、受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成16年規程第8号）第16条第2項に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知するものとする。

（共同研究契約の締結）

第5条 契約事務の委任を受けた者は、前条第4項の通知に基づき、民間機関等の長と共同研究に関する契約を締結するものとする。

（共同研究の開始）

第6条 共同研究は、契約を締結した日から実施するものとする。

（研究者の受入れ及び研究料）

第7条 民間機関等に属する研究者を受け入れる場合は、民間等共同研究員として、受け入れるものとする。

2 民間等共同研究員は、当該民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者であるものとする。

3 民間等共同研究員を受け入れるに当たっては、別に定める費用を徴収するものとする。

（研究協力者の参加）

第7条の2 共同研究遂行上、大学法人に所属する者であって研究担当者以外のものの協力が必要であると大学法人及び民間機関等が認めるときは、研究協力者として当該共同研究に参加させることができる。

（共同研究に要する経費）

第8条 大学法人は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、当該共同研究遂行のために、次の各号に定める額を合算した額（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。

(1) 謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）並びに東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究費」という。）

(2) 研究料（第7条第3項に規定する民間等共同研究員を受け入れる費用に消費税及び地方消費税を加算した額をいう。）

3 大学法人は、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合は、前項に定める直接

経費の一部を負担することができるものとする。

- 4 第2条第1項第2号の共同研究の場合において、民間機関等における研究に要する研究経費は、民間機関等が負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第9条 前条第1項及び第2項の経費により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備等は、大学法人の所有に属するものとする。

- 2 前条第4項により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

- 3 大学法人で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第10条 研究担当者及び研究協力者は、共同研究の遂行上必要がある場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合においては、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の実施状況の確認)

第10条の2 部局長は、当該部局で実施する共同研究の実施状況を適切に確認し、把握した上で、適切に実施されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。

- 2 担当理事は、必要に応じ、共同研究を実施する部局の部局長に対し、当該部局で実施する共同研究の実施状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。

- 3 担当理事は、必要に応じ、民間機関等の長に対し、当該共同研究の実施に係る事項その他本学との共同研究に関連し必要と認めた事項について照会又は確認を求めることができる。

- 4 共同研究の実施部局及び民間機関等は、前3項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。

(共同研究の実施状況の調査)

第10条の3 担当理事は、前条の規定による実施状況の確認により、共同研究が適切に実施されていないと判断した場合には、当該共同研究について調査を行う。

- 2 教職員その他の当該共同研究の実施に係る者は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。

- 3 担当理事は、第1項に規定する調査の結果、当該共同研究の実施状況に改善が必要な事項があると認める場合には、当該共同研究の実施部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。

- 4 前3項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。

(共同研究の中止等)

第11条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じた場合

は、直ちに部局長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該共同研究の中止又は期間の延長を決定し、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。

3 担当理事は、前条に規定する調査の結果、当該共同研究の実施状況が不適切であり、中止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該共同研究の中止に関する具申をする。

4 総長は、前項の具申があった場合、当該共同研究の実施部局の部局長に対し、当該共同研究の中止を命じることができる。

5 部局長は、前項の命令があった場合、当該共同研究の中止を決定し、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。

(共同研究の終了及び実績報告書の作成)

第12条 研究代表者は、共同研究が終了したときは、当該共同研究の研究期間中に得られた研究の成果について、共同研究契約に基づき実績報告書を取りまとめるものとする。

2 前2条の規定により共同研究を中止したときは、研究代表者は、当該共同研究の中止の日までに得られた研究成果について、実績報告書を取りまとめるものとする。

第13条 削除

(研究成果の公表)

第14条 共同研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

2 公表の時期及び方法について定める必要がある場合は、当該民間機関等と協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第15条 共同研究に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

(実施細則)

第16条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成9年12月16日から施行する。

2 東京大学民間等共同研究取扱暫定要領（昭和58年6月28日付け東大経主第428号総長通知別添）は、廃止する。

3 この規則施行の際、すでに共同研究を受入れ、研究中のものについては、この規則の定めるところにより受入れたものとみなす。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

沿革

東京大学民間等共同研究取扱規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 受託研究等

沿革情報

◆平成09年12月16日 評議会可決

◇平成13年03月19日

◇平成16年04月01日

◇平成21年03月26日

◇平成31年02月01日

◇令和08年09月17日